

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区の要件の一つとして，「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行なわれ，かつ，相当数の高齢者，身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを桂地区に当てはめると，まず，桂地区における公共交通機関の核である桂駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが，桂駅から目的地まで，安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として，桂地区基本構想を策定する必要があります。

そして，重点整備地区の区域については，桂駅で電車を降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる桂駅周辺の施設のうち，多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ，重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

(1) 桂駅周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

桂駅からの徒歩圏内（桂駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し，多数の高齢者や身体に障害のある人などが，市域，区域などの広範囲から桂駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-6のように抽出しました。

表-6 駅周辺に立地する主要施設

官 公 庁 施 設	西京区役所，桂警察署，西京保健所
福 祉 施 設	西京老人福祉センター，京都桂川園
医 療 施 設	西京都病院，シミズ病院，三菱京都病院
教 育 施 設	桂高校
文化・レクリエーション施設	桂離宮，西文化会館ウエスティ，桂駅西口会館
都市公園・緑地	桂川緑地離宮前公園
商 業 施 設	ミュー桂東阪急ビル，西友ストア桂店，桂サティポロロッカ食品館，ポップ，スーパー北野桂店，ショップ五条

(2) 重点整備地区の区域の設定

表-6の施設のうち，高齢者や身体に障害のある人にとって特に重要な施設である官公庁施設，福祉施設及び医療施設の中で，大多数の利用者が隣接の上桂駅ではなく桂駅を利用すると考えられる西京都病院，そして，身体に障害のある人が日々通学する桂高校を最重要施設と捉え，重点整備地区は，桂駅とこれらの施設とを結ぶ経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては，隣接する上桂駅の位置を勘案し，また，桂駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ，桂駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。
重点整備地区の区域を図 - 6 に示します。

2 特定経路，準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また、特定事業の実施に当たっては、2 m 以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

桂地区の特定経路の設定に当たっては、1 (2) で最重要施設と捉えた西京都病院及び桂高校に着目し、桂駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図るべきであると判断し、特定経路に位置付けることとしました。ただし、このうち、道路幅員が狭小であり 2 m 以上の歩道幅員を確保できず、かつ、特定事業の目標年次である平成 22 年までに、歩道拡幅に必要な用地を確保することが極めて困難な区間については、「準特定経路」に位置付け、特定経路を補完する経路として、特定経路の整備に併せてできる限りバリアフリー化を図っていくこととしました。

このような考え方に基づき、以下のとおり特定経路と準特定経路を設定しました。

(1) 特定経路の設定

桂駅と西京都病院及び桂高校とを結ぶ主たる経路のうち、表 7 の区間を特定経路に位置付けました。

表 - 7 特定経路

<p>特定経路</p>	<p>区 間：桂駅～西京都病院の区間の東側（桂駅から約 500m までの区間） 該当する路線：桂緯 219 号線 西口駅前広場を含む。 川島緯 168 号線</p>
<p>特定経路</p>	<p>区 間：桂駅～桂高校 該当する路線：桂経 247 号線 東口駅前広場を含む。 川島経 101 号線 川島経 157 号線 } (通称：桂駅東通) 山陰街道 (通称：新山陰街道)</p>

(2) 準特定経路の設定

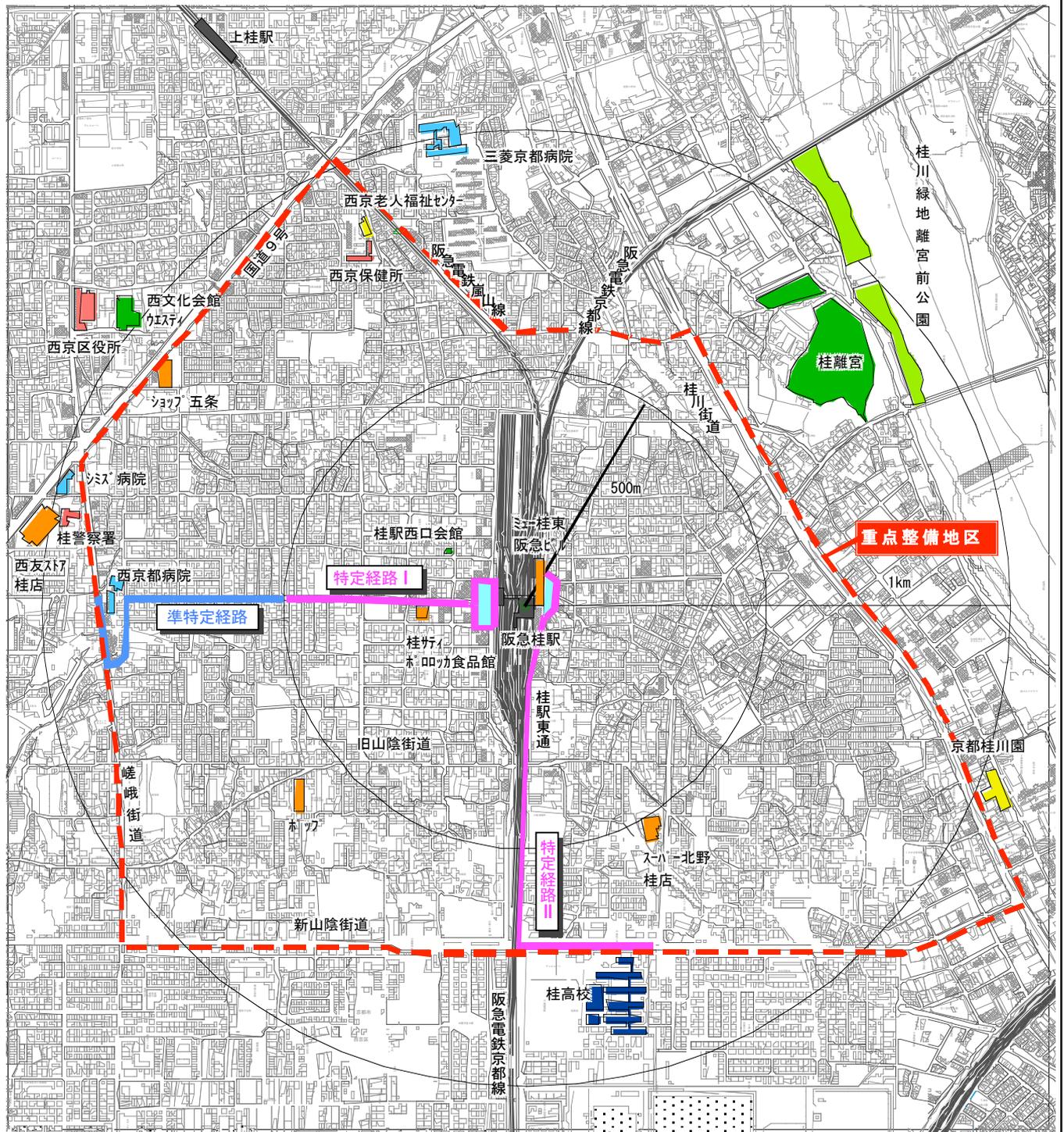
桂駅から西京都病院に至る経路のうち、表 8 の区間を準特定経路に位置付けました。

表 - 8 準特定経路

準特定経路	区 間：桂駅～西京都病院の区間の西側（桂駅から約 500m以西の区間） 該当する路線：川島緯 168 号線 松尾御陵経 4 2 号線 川島経 183 号線 松尾御陵経 46 - 1 号線 府道西京高槻線（通称：嵯峨街道）
-------	---

特定経路，準特定経路を図 6 に示します。

図-6 重点整備地区の区域及び特定経路・準特定経路



凡例

- | | |
|--|--|
|  旅客施設（鉄道） |  重点整備地区 |
|  官公庁施設 |  特定経路 |
|  福祉施設 |  準特定経路 |
|  医療施設 |  駅前広場 |
|  教育施設 | |
|  文化・レクリエーション施設等 | |
|  都市公園・緑地 | |
|  商業施設 | |

